

社会福祉法人美作市社会福祉協議会  
地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉の総合的な推進を図るため、住民組織や公的な社会福祉事業関係機関・団体等の参加を得ながら、これらの総意に基づく地域福祉の推進を図り、総合的な活動計画を策定するため、社会福祉法人美作市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、美作市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて地域福祉活動計画を策定するものとする。

(構成)

第2条 委員の選出は、次のとおりとし、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 勝田地域代表
- (3) 大原地域代表
- (4) 東栗倉地域代表
- (5) 美作地域代表
- (6) 作東地域代表
- (7) 英田地域代表
- (8) 民生・児童委員
- (9) 愛育委員
- (10) ボランティア
- (11) 老人クラブ連合会
- (12) 身体障害者福祉協会
- (13) 社会福祉施設
- (14) NPO法人
- (15) 新聞社
- (16) 行政

(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1名をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

(部会)

第5条 活動計画の策定に関し、必要な事項を調査・研究し、計画素案を作成するために、策定委員会のもとに部会を設置することができる。

2 部会の設置及び運営については、委員会の決議により決定するものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、地域福祉活動計画策定までの期間とする。

2 補欠委員の任期も同様とする。

(意見等の聴取)

第7条 委員会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人美作市社会福祉協議会役員等費用弁償規程（平成17年度規定第3号）を適用する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、美作市社会福祉協議会地域福祉課内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 7月 1日から施行する。